

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

## 第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

### 一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の関係法律に基づき実施する子ども・子育て支援に係る制度（以下「子ども・子育て支援制度」という。）は、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、基礎自治体である市町村が制度を実施し、都道府県及び国が重層的に支える仕組みである。

市町村は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う。

具体的には、市町村は、国及び都道府県等と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援する。その際、子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行う。

このため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。

都道府県は、市町村が上記の役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずる。

また、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、市町村の区域を超えた広域的な調整、幼稚園教諭及び保育士等の人材の確保及び資質の向上に係る方策並びに保護を要する子どもの養育環境の整備等の専門的な知識及び技術を要する支援等を行う。

国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、必要な支援を行う。

また、子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであり、市町村、都道府県及び国は、それぞれの役割に応じて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保及び向上を図ることが必要である。具体的には、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取組の促進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、処遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに教育・保育施設（法第七条第四項に規定する教育・保育施設をいう。以下同じ。）及び地域型保育事業（法第七条第五項に規定する地域型保育事業をいう。以下同じ。）を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図り、市町村及び都道府県は、これらの事項について、子ども・子育て支援事業計画に記載する。この他、市町村は、障害児、社会的養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、夜間の保育が必要な子ども等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるようにするために必要な配慮を行うとともに、市町村、都道府県及び国は、必要な支援を行うことが求められる。

教育・保育施設は、教育・保育の質の確保及び向上を図るために、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善を図ることが求められる。市町村、都道府県及び国はこのために必要な支援を行う。

## 二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体

制の下に子ども・子育て支援を推進することが望ましい。

## 1 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携及び協働

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町村及び都道府県がその提供体制を確保することを基本理念とするものであり、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化される。そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前子ども（法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）等に係る施策との緊密な連携を推進することが求められる。また、家庭教育の支援施策を行う市町村の関係部局との密接な連携を図ることが望ましい。

市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、例えば、認定こども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業の担当部局を一元化するなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備し、子ども・子育て支援事業計画の作成並びにこれに基づく質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施を図ることが望ましい。ただし、教育委員会の独立性確保の観点から、公立幼稚園に関する教育委員会の権限は移管できないことに留意すること。

## 2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働

子ども・子育て支援制度の実施主体である市町村は、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供の責務を有し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う事業者について、法第二十七条第一項及び第二十九条第一項の確認を行うとともに、地域型保育事業を構成する家庭的保育事業（児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。以下同じ。）、小規模保育事業（同条第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）、居宅訪問型保育事業（同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）及び事業所内保育事業（同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の認可を行う。

一方、教育・保育施設（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）

に所在する幼保連携型認定こども園及び保育所を除く。以下2において同じ。)の認可及び認定は都道府県が行う。

このため、都道府県及び市町村は、教育・保育施設の認可、認定及び確認並びに指導監督に当たって、必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接に連携を図ること。特に、市町村が私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこと。

また、住民が近隣の市町村に所在する地域型保育事業を利用する場合において、当該住民が居住する市町村が当該地域型保育事業を行う者の確認を行う際には、法第四十三条第四項の規定により、当該地域型保育事業を行う事業所が所在する市町村の事前の同意又は当該同意を要しない旨の市町村間の同意が必要である。市町村は、住民が希望する地域型保育事業を円滑に利用できるよう、当該地域型保育事業を行う者が所在する市町村と連携を図り、迅速にこれらの同意が行われるように努めること。特に、市町村域を超えた地域型保育事業の利用が明らかな場合及び複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業については留意が必要である。

子ども・子育て支援の実施に当たり、市町村は、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣の市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要である。この場合において、関係市町村間の連携を図るとともに、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこと。

### 3 教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携及び協働

市町村は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行う。この場合において、市町村と教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要がある。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要である。特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められる。

また、原則として満三歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満三歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要である。この際、円滑な連携が可能となるよう、市町村が積極的に関与することが必要である。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう、相互の連携を図ることが望ましい。

#### 4 国と地方公共団体との連携及び協働

国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適切かつ円滑に行われるようしなければならない。このため、国及び地方公共団体は恒常に意見交換を行い、連携及び協働を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進することが必要である。

### 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

#### 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

##### 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

市町村及び都道府県は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。その際、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。

##### 2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっては、市町村及び都道府県は、例えば担当部局の一元化を行うなど関係部局間の連携を促進し、必要な体制の整備を図るとともに、法第七十七条第一項及び第四項に規定する審議会その他の合議制の機関又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くこと。

###### （一）市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっては、認定こども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業等の担当部局が相互に連携することができる体制を整備することが必要であり、第二の二の1に基づき、例えば関係部局を一元化するなど、円滑な事務の実施が可能な体制を整備す

ること。

## (二) 子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見の聴取

子ども・子育て支援事業計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、地域の関係者の意見を反映することが必要である。このため、法第六十一条第七項及び第六十二条第五項の規定に基づき、市町村及び都道府県は、法第七十七条第一項及び第四項に規定する審議会その他の合議制の機関を設置している場合はその意見を、その他の場合は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならぬこと。

## (三) 市町村間及び市町村と都道府県との間の連携

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、二の2の(二)の(1)に規定する市町村域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村と調整を行うこと。

都道府県は、法第六十一条第九項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の協議を受け、調整を行うことにより、教育・保育施設及び地域型保育事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有している。このため、子ども・子育て支援事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

具体的には、市町村は、四半期ごと等の都道府県が定める一定の期間ごとに、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の進捗状況等の都道府県が定める事項を、都道府県に報告すること。

また、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するに当たって、私立幼稚園の運営の状況等を円滑に把握することができるよう、都道府県は、市町村に必要な支援を行うこと。

# 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

## (一) 現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保

育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

## (二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

また、都道府県は、利用希望把握調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言、調整等に努めること。その際、認可外保育施設及び私立幼稚園の運営の状況等について市町村に対する情報提供を行う等、密接に連携を図ること。

## 4 計画期間における数値目標の設定

市町村及び都道府県は、地域の子どもが必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、二の2の（一）及び3の（一）並びに四の2の（一）に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援事業計画において、計画期間内における量の見込みを設定すること。

## 5 住民の意見の反映

市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、2の（二）により、法第七十七条第一項及び第四項に規定する審議会その他の合議制の機関又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞くほか、法第六十一条第八項の定めるところにより、あらかじめ、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること。

## 6 他の計画との関係

子ども・子育て支援事業計画は、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、教育振興基本計画（教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）第十七条第二項の規定により市町村又は都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。）、母子家庭及び寡婦自立促進計画（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十二条第二項第三号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画をいう。以下同じ。）、障害者計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十二条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、児童福祉法第五十六条の四の二第一項に規定する市町村整備計画（以下「市町村整備計画」という。）その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるもの並びに放課後子どもプラン事業計画その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとすることが必要である。

なお、他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援事業計画と盛り込む内容が重複するものについては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして作成して差し支えない。

## 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第一に掲げる事項とする。

なお、指定都市等及び児童相談所設置市（児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市をいう。以下同じ。）にあっては、本指針において都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市等及び児童相談所設置市が処理することとされているものについては、適切に市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むことが必要である。

### 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・